

2016年(平成28年)9月5日号  
NO.2744

(毎週月曜日発行)

# 週刊住宅

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL 03(5363)5810 FAX 03(5363)5815 電話番号 00120-5-83424  
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

「先祖代々の土地を手放すわけにはいかない」という気持ちから、相続対策で所有する土地にアパートを建てたという相談を受けることが多くなってきた。

更地にアパートを建築することで、土地および建物とともに評価額を実際の市場価値より低くできる(相続税評価の圧縮)ことから、もっぱら地主の相続対策と

料を30年間保証するものではないので、注意が必要である。相続税評価の圧縮は、市場価格と相続税評価のかい離を利用したものであるため、アパートを建てることで本来の資産価値を下げてしまっては元も子もない。

例えば、市場価格500万円の土地に、2LDK(4戸)を建築費総額500万円で建築し、建物利

フロー(BTCF)は、「500万円-100万円-170万円=230万円」となる。

月々20万円弱のBTCFを得ることができることから、年金を補う老後の余裕資金として活用できるであ

る。

仮に相続税評価額が400万円として、建築費借金が5000万円あるので、相続税評価における評

り。

10%であり、単純計算80万円を支払えば済む。

80万円のために5000万円もの借り入れは、必要

以上のリスクではないかと

思われる。だが、キャッシュフロー

ーを生みつつ相

続対策にもなる

ので、目的にかなつていれば良

いとも考えられる。

なお、配偶者には特例が

要されているため、1・6

億円までは無税になるので

ある。(つづく)

## GFナラッヅ流 大家実践塾

### 相続対策で陥りやすいワナ

205

して従来から広く活用されている節税手法である。この手法はとても有用ではあるが、建築してはいけない場合もあるのだ。

アパート建築はあくまで不動産賃貸業であることが少くとも賃貸需要が見込めるエリアでなければならないのだ。

よくある「30年一括借り上げ」とは、当初の保証賃

### リスクの大きさも確認を

### キャッシュフローに着目を

回りが10%だったとする。満室想定家賃は年間500万円である。運営費(空室損含む)を家賃総額に対しても20%と想定した場合、年間100万円になる。土地を担保に建築費を全額融資利用(金利1%、35年)するケースが多く、この場合の年間返済は約170万円となる。

オーナーが実際に手にする税引き前年間キャッシュフロー

であるようだ。

ところ、土地(更地)に建物を建てずにそのまま相続(ここでは計算上、資

産は土地だけとする)する

とどうなるか試算してみよ

う。

妻と子ども1人が相続人

であれば基礎控除は「30

00万円+1200万円=

4200万円」。これを差

し引いた残り800万円が

相続税の課税対象になる。

800万円に対する税率は

10%であり、単純計算80万

円を支払えば済む。

80万円のために5000

万円もの借り入れは、必要

以上のリスクではないかと

思われる。だが、キャッシュフロー

ーを生みつつ相

続対策にもなる

ので、目的にかなつていれば良

いとも考えられる。

なお、配偶者には特例が

要されているため、1・6

億円までは無税になるので

ある。(つづく)

う。

妻と子ども1人が相続人

であれば基礎控除は「30

00万円+1200万円=

4200万円」。これを差

し引いた残り800万円が

相続税の課税対象になる。

800万円に対する税率は

10%であり、単純計算80万

円を支払えば済む。

80万円のために5000

万円もの借り入れは、必要

以上のリスクではないかと

思われる。だが、キャッシュフロー

ーを生みつつ相

続対策にもなる

ので、目的にかなつていれば良

いとも考えられる。

なお、配偶者には特例が

要されているため、1・6

億円までは無税になるので

ある。(つづく)

う。

妻と子ども1人が相続人

であれば基礎控除は「30

00万円+1200万円=

4200万円」。これを差

し引いた残り800万円が

相続税の課税対象になる。

800万円に対する税率は

10%であり、単純計算80万

円を支払えば済む。

80万円のために5000

万円もの借り入れは、必要

以上のリスクではないかと

思われる。だが、キャッシュフロー

ーを生みつつ相

続対策にもなる

ので、目的にかなつていれば良

いとも考えられる。

なお、配偶者には特例が

要されているため、1・6

億円までは無税になるので

ある。(つづく)

う。